

保護者の皆様へ

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

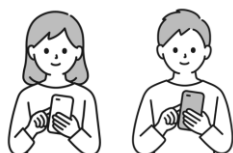
本日、「性暴力は許されないこと、教職員等の言動で困ったことがあれば相談すること」について講話を行いました。講話の中で、以下に記載した相談窓口を知らせるとともに、児童・生徒向け相談シートと教職員等がルールを守ることを伝える手紙を配布しました。

本校では、教職員等が指導上やむを得ず児童・生徒から個別に相談等を受ける場合は、管理職に報告することを徹底するとともに、SNS 等での個人的なやり取りを禁止しております。また、指導上必要な補助や介助、生命身体を守るための危険回避等で身体に触れる場合を除き、児童・生徒に対する不必要な身体接触を行わないよう指導しております。

大人から子供への性暴力は実態として存在します。同性による性暴力や子供が性暴力と認知できないものもあり、「まわりの大人」が気を配る必要があります。

御家庭におかれましては、学校生活における出来事について話し合う機会をもってください。お子様が「おかしいな」「モヤモヤするな」「イヤだな」と感じる
ことがあれば、学校に御相談いただくか、相談窓口やシートを御利用ください。

私たち教職員は、今後も児童・生徒の心と体を大切に守り、充実した学校生活を送れるようにしてまいります。保護者の皆さまにおかれましては、本校の教育活動に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



児童・生徒を教職員等による性暴力
から守るための第三者相談窓口
(保護者の方も相談できます。)

令和5年7月20日

小平市立小平第二中学校

校長 吉田 功

安心・安全な学校生活を送るために
～生徒のみなさんが先生から、「おかしいな」「モヤモヤするな」
「イヤだな」と感じることをされたとき～



「性暴力」※は人間の尊厳を著しく損なう行為です。

教職員から「性暴力」が生徒のみなさんに及ぶことのないように、ルールを決める法律があります。

例えば、

- 先生は、**生徒の体に、必要もないのに触りません。**
- 先生は、学校の中や学校の外で生徒と、
校長先生の許可なく二人きりになりません。
- 先生は、生徒と**個人的な連絡を行いません。**
- 先生たちと生徒の皆さんとの間に**交際関係は成立しません。**

先生たちは、学校の中でも、学校の外でも、ルールを守ります。もしも、ルールを守らない先生がいたら、みなさんは「イヤです」と言ってよいのです。我慢せず、ほかの先生や保護者など、信頼できる大人に、相談しましょう。

まわりの大人に話したくないときには、相談シートに書いて送ったり、相談窓口と話したりすることができます。



児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

※ 性暴力とは、性的な言葉や行動で人を傷つけること。直接体に触る行為だけでなく、覗いたり見せつけたり、相手が嫌がっているのに性的な言葉を言ったり、SNSメールで性的な言葉を送る行為も性暴力です。

相談シート 中学校・高等学校・特別支援学校（中等部・高等部版）

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。
性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。
学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

<誰のことを話したいですか。>

- 1 自分のこと 2 友達のこと（ 年 組 さん ）

<どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出される。
5 食事や自宅にしつこく誘われる。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外（ ）

<誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 知らない人 2 学校の先生（ 先生 ）
3 それ以外の人（ ）

<いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外（どんな場面？ ）

ひとりで抱え込まないで、
信頼できる大人に話してみましよう。
あなたは決して悪くありません。



小平市立小平第二中学校

年

組

名前

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

内側に
折る

内側に
折る

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の
相談先に相談できます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

電話相談受付時間

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

※当番弁護士は下記のホームページで御確認できます。

「東京都教育委員会」 「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。

右のQRコードで検索してください。



料金受取人払郵便

新宿局承認

158

差出有効期間

2024年3月

31日まで

(切手不要)

163-8001

434

東京都新宿区西新宿2-8-1

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
第三者相談窓口 行

※電話やメール以外の方法で相談したいときは、この手
紙を使って相談することもできます。